

諮問日：平成27年10月14日（平成27年度（最情）諮問第3号）

答申日：平成28年2月18日（平成27年度（最情）答申第3号）

件名：最高裁判所事務総局行政局第三課労働係が、特定日以降、労働関係の民事・行政に関する法規等の質疑に関して作成した文書の不開示判断（不在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所事務総局行政局第三課労働係が、平成27年1月1日以降、労働関係の民事・行政に関する法規及び裁判例の質疑に関して作成した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、対象文書を別紙記載1及び2の各文書（以下「本件各対象文書」という。）と特定し、これらの文書はいずれも廃棄済みであり保有していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成27年9月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件各対象文書が廃棄された証拠が提示されているわけではないことから、本件各対象文書は存在する。仮に紙媒体で残っていないとしても、電子データは残っているはずである。

また、最高裁判所事務総局行政局第三課労働係が、「労働関係の民事・行政に関する法規及び裁判例の調査、研究及び質疑に関する事項」を分掌していることや、最高裁判所事務総局行政局等が、担当の分野について、下級審裁判官

からの照会に対するレファレンス・サービスを行っていることからすると、本件開示申出文書が本件各対象文書以外に存在しないとはいえない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書等によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書を本件各対象文書と特定し、これらはいずれも廃棄済みであるとして不開示としたが、当該判断は妥当である。

2 理由

(1) 本件各対象文書は、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であるため、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされているから、最高裁判所事務総局行政局としては、本件各対象文書の作成後、それぞれ秘書課と経理局に提出することで事務の目的を達したため、遅くとも本件開示申出がされた日より前に本件各対象文書を電磁的記録も含めていずれも廃棄した。

また、秘書課及び経理局においては、本件各対象文書に係る本来の事務の目的を達したため、遅くとも本件開示申出がされた日より前にこれらを電磁的記録も含めていずれも廃棄した。

したがって、本件各対象文書は、いずれも廃棄済みである。

(2) 最高裁判所事務総局行政局においては、かつて下級裁判所の裁判官に対してレファレンス・サービスを行っていたが、平成25年3月末日でこれを廃止し、それ以降レファレンス・サービスを行っていない。また、従前の最高裁判所事務総局行政局第三課労働係の事務分掌について定めた平成13年3月26日付け最高裁行一第62号行政局長通達「行政局の課に置かれる係の事務分掌について」（以下「平成13年通達」という。）には、同係が分掌する事務として「労働関係の民事・行政に関する法規及び裁判例の調査、研究及び質疑に関する事項」が定められていたが、平成13年通達は平成27年3月31日限りで廃止され、新たに定められた「行政局事務分掌」（以下

「事務分掌」という。)が同年4月1日から実施されているところ、事務分掌では、「労働関係の民事・行政に関する法規及び裁判例の調査及び研究に関する事項」は定められているが、「質疑に関する事項」は定められていない。

これらのことから明らかなとおり、本件開示申出文書の対象期間である平成27年1月1日以降、最高裁判所事務総局行政局第三課労働係においては、レファレンス・サービスを行っていないのであり、本件開示申出文書に該当する文書としては、本件各対象文書以外には存在しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成27年10月14日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月20日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年11月6日 最高裁判所事務総長から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同月11日 審議
- ⑥ 同年12月7日 最高裁判所の職員（最高裁判所事務総局行政局第一課長兼第三課長）から口頭説明聴取及び審議
- ⑦ 同月22日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書及び資料を收受
- ⑧ 平成28年2月5日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出について

本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件開示申出文書の開示を申し出たものである。

最高裁判所事務総長は、対象文書を本件各対象文書と特定し、これらの文書がいずれも廃棄済みであり保有していないとして不開示としたところ、苦情申

出人は、本件各対象文書は存在するはずであると主張するとともに、本件開示申出文書に該当する文書が、本件各対象文書以外にも存在するはずであると主張して苦情申出をした。これに対し、最高裁判所事務総長は、本件各対象文書が存在せず、他に本件開示申出文書は存在しないことを理由に、原判断は妥当であるとするから、以下、本件開示申出文書の特定の妥当性及び本件各対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件開示申出文書の特定の妥当性について

苦情申出人は、最高裁判所事務総局行政局第三課労働係が「労働関係の民事・行政に関する法規及び裁判例の調査、研究及び質疑に関する事項」を分掌していること及び同局等がレファレンス・サービスを行っていることを、本件開示申出文書が本件各対象文書以外に存在する理由として主張する。

これに対し、最高裁判所事務総長は、最高裁判所事務総局行政局においては、平成25年4月以降はレファレンス・サービスを行っておらず、「労働関係の民事・行政に関する法規及び裁判例の調査、研究及び質疑に関する事項」を同局第三課労働係の分掌する事務であると定めていた平成13年通達も、平成27年3月31日限りで廃止され、同年4月1日から実施されている事務分掌においては、同係の分掌する事務としては、「労働関係の民事・行政に関する法規及び裁判例の調査及び研究に関する事項」が定められているだけで、「質疑に関する事項」は定められておらず、本件開示申出文書は、本件各対象文書以外に存在しないと説明する。そこで、最高裁判所職員による口頭説明の結果等を踏まえて検討すると、レファレンス・サービスを行わなくなったこと及び平成13年通達が廃止され、事務分掌が定められた経緯についての説明に不合理な点はないので、上記説明は十分に是認できる。そうすると、最高裁判所事務総局行政局第三課労働係の分掌する事務として定められているものや、その業務の内容から、本件開示申出文書が本件各対象文書以外に存在すると推認することはできず、他にこれを推認するに足りる事情はない。

したがって、本件開示申出文書が本件各対象文書以外に存在するとは認められず、本件開示申出文書の対象として本件各対象文書を特定した原判断は妥当である。

3 本件各対象文書の保有の有無について

(1) 司法行政文書については、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の1の定めにより、職員は、司法行政文書の整理を行わなければならないが、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、その保存期間を1年以上とする必要のないもの（以下「短期保有文書」という。）については、この限りでないとしている。また、同日付け最高裁秘書第003546号秘書課長依命通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第12の1の(5)は、短期保有文書については、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとしている。

(2) 最高裁判所事務総長は、本件各対象文書は、短期保有文書として廃棄済みで存在しないとしているところ、本件各対象文書は、その標題に照らすと、いずれも、最高裁判所事務総局内の他の課又は局からの依頼に応じて作成し、提出した文書であることがうかがわれ、その作成事務の性質から、その内容は軽微かつ簡易で、保存期間を1年以上とする必要のないものといえることができる。そうすると、最高裁判所において、これらを短期保有文書として扱い、行政局から他の局又は課に提出した後、事務の目的が達したものとして廃棄したことは、上記(1)の各通達に沿った事務であるといえる。

また、最高裁判所事務総長は、本件各対象文書を受領した課又は局においても、これを短期保有文書として本来の事務の目的を達した後に廃棄したと説明するところ、当該説明にも不合理な点は見当たらない。

したがって、本件各対象文書が廃棄済みで存在しないとの最高裁判所事務総長の説明は、合理的である。

4 以上のとおりであるから、本件開示申出文書を本件各対象文書として特定し、本件各対象文書がいずれも存在しないとして不開示とした原判断については、最高裁判所において、本件各対象文書の他に開示申出の対象として特定すべき司法行政文書を保有しているとは認められず、また、最高裁判所において、本件各対象文書をいずれも保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別 紙

- 1 平成27年5月頃に、秘書課からされた国際裁判官協会（IAJ）からの質問票の回答案作成依頼に対して行政局が提出した文書
- 2 同月頃に、経理局からされた裁判関連の主な新法・改正法の施行状況の追加・修正依頼に対して行政局が提出した文書